

◎新潟県告示第250号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条に規定する区域を、次のとおり指定する。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局建築住宅課及び村上市役所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行年月日

平成28年4月1日

2 指定の位置及び区域

村上市瀬波中町、肴町、仲間町、本町、岩船、羽ヶ榎、山口、藤沢、坂町、下鍛冶屋、切田、長政の区域